

賃貸借契約書（案）

賃借人 茨城県立中央病院（以下「甲」という。）と賃貸人 （以下「乙」という。）
とは、据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置 1 式の賃貸借について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第 1 条 乙は、その所有する別紙の機器（以下「賃借機器」という。）を甲に賃貸し、甲は、これを賃借する。

（賃借機器の設置場所）

第 2 条 賃借機器の設置場所は、茨城県笠間市鯉淵 6 5 2 8 茨城県立中央病院とする。

2 甲は、乙の了解を得た上で、甲の負担により、賃借機器の設置場所を変更することができるものとする。

（契約期間等）

第 3 条 賃貸借の期間（以下「契約期間」という。）は、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで、納入日翌月から 6 0 か月（5 年間）とする。ただし、この契約期間中であっても、令和 7 年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削減があった場合は、甲は、この契約を解除することができるものとする。

また、借入期間満了後は、当該物品の所有権を茨城県立中央病院へ無償で譲渡するものとする。

2 納入（設置）期限は、令和 7 年 3 月 3 1 日とする。

（賃借料）

第 4 条 機器の賃借料は、月額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 乙の責めに帰すべき事由により甲が賃借機器を使用できなかった期間がある場合は、当該期間の属する月の分の賃借料の月額は、本条に定める月額に当該月の日数に対する甲が賃借機器を使用した日数の占める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 賃借料は、公租公課の変動や経済情勢の急激な変動その他のやむを得ない事情があると認められるときは、甲乙協議の上、これを変更できるものとする。

（賃借料の支払）

第 5 条 乙は、毎月の賃借期間終了後賃借料月額を、請求書により甲に請求し、甲は、適法な請求書を受理した日から 3 0 日以内に乙の指定する口座へ賃借料を振り込むものとする。

2 乙は、甲の責めに帰する事由により前項の賃借料の支払が遅れた場合においては、甲に対して、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその額の全額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）の遅延利息の支払を請求することができる。

（物件の使用）

第6条 甲は、賃借機器の据付場所をあらかじめ賃借機器の製造会社の定める基準により、賃借機器のために良好な環境に保持することなど、善良なる管理者の注意をもって賃借機器を管理するものとし、また、甲は、通常の業務の範囲内において、物件本来の用法によって使用し、その他の用途には使用しないものとする。

（契約不適合責任）

第7条 賃借機器に隠れた毀損があった場合は、甲は、直ちに書面により乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、直ちに乙の責任において賃借機器を正常に使用できるようにするものとする。

3 前項の規定に要する一切の費用は、乙の負担とする。

4 賃借機器に重大な毀損があり、賃借機器を正常に使用できない場合は、甲は、乙に確認を求めた上で、この契約を解除することができる。

5 隠れた毀損により賃借機器を正常に使用できないこと又は前項の規定による契約の解除により甲に損害が生じたときは、甲は、乙にその損害の賠償を請求できるものとする。

（機器の保守等）

第8条 当初の1年間に限り、乙は、賃借機器が正常に動作するよう、乙の負担において、所定の保守を行う。ただし、甲の故意又は過失によって、修理又は調整の必要が生じた時は、それらの修理費又は調整費は甲が負担する。

2 乙は、前項の保守を保守会社等に委託して行うことができる。

3 保守にあたり、必要な電力等は、原則として甲の負担とする。

4 賃借機器が正常に使用できない場合は、乙は、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

（補給品）

第9条 甲又は乙が賃借機器に使用する補給品は、賃借機器の製造会社所定の標準仕様に適合する規格品とする。

2 前項に規定する規格品以外のものを補給した場合に生じた賃借機器の故障又は事故については、補給した側の責任とする。

（個人情報の保護）

第10条 乙は、この契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、必要な措置を講じ遵守しな

なければならない。

(従業員の立ち入り及び秘密保持)

第11条 甲は、乙及び乙が業務を委託した保守会社等の従業員を、賃借機器の納入、保守又は管理等のため、物件の据付場所に立ち入らせることができる。

2 乙及び乙が業務を委託した保守会社等の従業員は、前項の立ち入りに際して、知り得た甲の業務上及び技術上の事実を、第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。また、この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

(賃借機器の現状変更)

第12条 甲は、賃借機器について次の行為をするときは、あらかじめ、文書により乙の承諾を得るものとする。ただし、その必要がないと乙が認めたものについては、この限りでない。

- (1) 物件に装置、部品、付属品を取り付け、又は取り外しするとき。
- (2) 物件を改造するとき。
- (3) 物件の据付場所を変更するとき。
- (4) 物件に付した表示を取り外すとき。

(第三者への譲渡等)

第13条 乙は、この契約により生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合にあっては、この限りでない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の一に該当するときは乙に対する催告なしに契約を解除できるものとし、これにより乙に損害が生じても甲はその責を負わないものとする。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が故意に契約の履行を遅延したとき。
- (3) 正当な理由なく乙が契約を履行する見込みがないと認めたとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、乙は甲に生じた損害を賠償するものとする。

(賃借機器の滅失等)

第15条 賃借機器について、滅失、盗難、損傷その他の事故により、乙の所有権が回復する見込みがない場合又は修繕若しくは修復が困難な場合は、甲は、乙に確認を求めた上で、この契約を解約することができる。

2 前項の規定による契約の解約により乙に損害が生じたときは、乙は、甲にその賠償を請求できるものとする。ただし、当該滅失、損傷等が甲の故意又は過失によるものではないときは、この限りでない。

(保険)

第16条 乙は、契約期間中、継続して賃借機器に動産総合保険を付するものとする。

2 前項の動産総合保険契約に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(損害賠償)

第17条 乙は、甲が故意又は過失によって賃借機器に損害を与えた場合は、甲に対しその賠償を請求することができる。

2 前項の規定による賠償の金額は、甲乙協議して定めるものとする。この場合において、前条の動産総合保険で補てんされる金額は、この損害額から控除するものとする。

3 この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県笠間市鯉淵6528
茨城県立中央病院
病院長 島 居 徹

⑨

乙

⑨

別紙

機器賃借一覽表

[illegible]